

令和6年度サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者指導者養成研修
基礎研修コース PG α-03 講義 2

意思決定支援へのいざない
～知的分野から考える～

「利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。」

どのようにして知的障害のある人の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握するのか...

「サービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。」

知的障害のある人は参加しても内容が分からないのでは...

どのようにして知的障害のある人の生活に対する意向等を確認するのか...

知的障害とは

知的障害の診断基準

(DSM-5では、知的能力障害もしくは知的発達症と表記される)

- 知的機能に制約があること

IQ70未満が知的障害の目安

※知的機能 = 言語理解力・論理的思考力・抽象的思考力・推理力・記憶力・
経験から学習する能力・概念形成能力・知的推理力等

- 適応機能に制約があること

日常の社会生活を営む上で必要とされる能力や行動に制約がある

- 発達期に生じたものであること

概ね18歳以前に知的機能の制約と適応機能の制約が始まる

※参考 DSM-5（精神疾患の分類と診断の手引き）

軽 度 IQ 50-69

成人期においてその精神年齢は概ね9歳から12歳相当

中 度 IQ35-49

成人期においてその精神年齢は概ね6歳から9歳相当

重 度 IQ20-34

成人期においてその精神年齢は概ね3歳から6歳相当

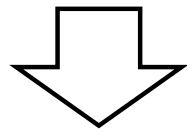
最重度 IQ 20未満

成人期においてその精神年齢は概ね3歳未満

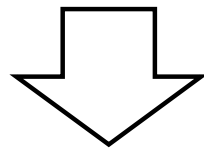
※軽度、中度、重度、最重度の区分はICD-10（国際疾病分類）による。

意思決定支援の 3 つの考え方

○本人から表出された意思・心からの希望
(エクスプレス・ウィッシュ)



○意思と選好に基づく最善の解釈



○最善の利益
(ベスト・インタレスト)

レスキューモデルと エンパワメントモデル

○レスキューモデル

解決の要請程度が高い、緊急性がある、時間的に限りがある（切迫性がある）ような場合

本人の抱える課題や不適切な生活を改善し、相対的に安定した状態に至らせる。本人の意思確認や「最善の解釈」に必要な情報の収集に努力するが、必ずしも十分にできない。

結果、最善の利益を尊重もしくは配慮した代理代行決定に至ることも多い。

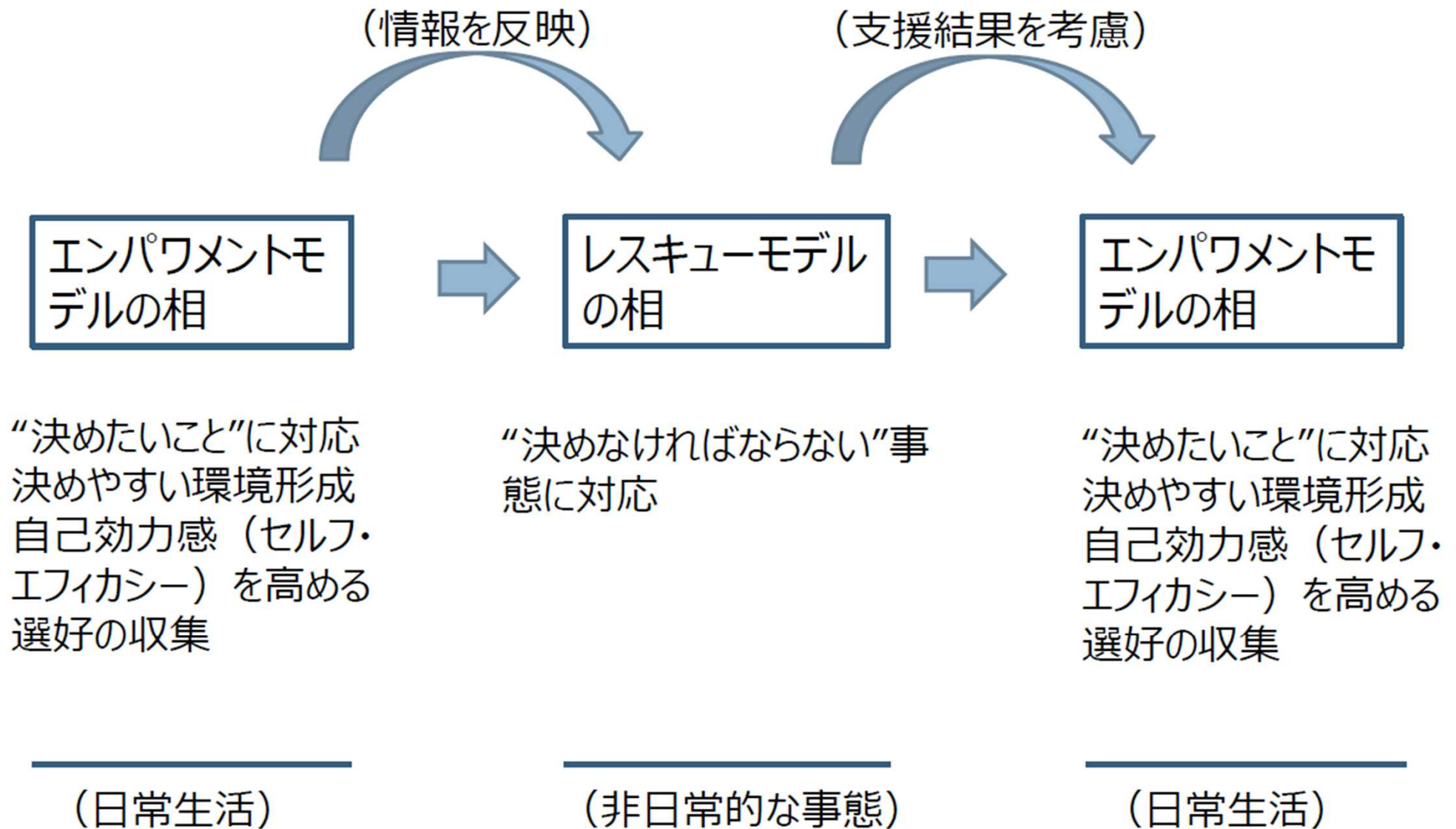
○エンパワメントモデル

差し迫った解決要請ではなく、本人の意思決定がより高められることに目標がある。時間的に差し迫っていない。

本人の意思をより良く表出できるようにし、意思決定に関する自己効力感（セルフ・エフィカシー）を高める。自分で決めるプロセスを拡大しながら、より長期的な目標につなげていく。

「表出された意思」や「意思と選好に基づく最善の解釈」を適用する。重要なのは自己選択と管理（チョイス&コントロール）が高まるようにすること。意思決定支援よりむしろ意思決定支援の関わりかたを育む（本人も支援者も育つ）。

日常生活における意思決定の支援との接続



意思決定支援ガイドライン

意思決定支援の定義

対象：自ら意思を決定することに困難を抱える障害者

目的：日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができること

内容：可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思を確認する支援
本人への意思確認が難しい場合には意思及び選好を推定する支援を指す
また、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合で、緊急性や危険性が高い場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために職員が行う支援

自己決定が困難な方々に対する具体的な支援方法 についての標準的なプロセス



意思決定支援責任者の専任

- ・意思決定支援会議の企画・運営
- ・意思の確認や推定の方法の計画
- ・本人との交流、体験機会の提供、関係者との連携などによる、意思決定支援に関わる情報の収集
- ・生活史等の本人の情報、人的・物理的環境等のアセスメント

自己決定が困難な方々に対する具体的な支援方法 についての標準的なプロセス



意思決定支援会議の開催

- ・ アセスメントの情報等を踏まえ、本人の意思を確認する会議
- ・ 本人への意思確認が難しい場合には、意思及び選好を推定する会議
- ・ 本人、家族、成年後見人、その他関係者の同席が望ましい

自己決定が困難な方々に対する具体的な支援方法 についての標準的なプロセス



意思決定支援計画の作成

- ・ 意思決定支援によって確認された本人の意思や、推定した本人の意思を反映
- ・ 計画を作成し、本人の意思決定に基づくサービス提供を行うことが重要

自己決定が困難な方々に対する具体的な支援方法 についての標準的なプロセス



意思決定支援計画のモニタリング、評価、見直し

- ・ 意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリング、評価し、次の支援に向けて見直しを行う
- ・ P D C A サイクルを回すことが重要

令和5年度障害者総合福祉推進事業

「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」
事業報告書（令和6年3月PwCコンサルティング合同会社）より

意思決定支援ガイドラインを踏まえて、意思決定支援責任者を選任したヒアリング事業所では、当該責任者を配置することによる、利用者との信頼関係の構築のしやすさや、利用者から聞き取った意思を職員同士で普及しやすい等の有効性を実感していた。

意思決定支援の具体的な取組方法としては、体験機会の積極的な提供がほとんどの事業所でみられた。
言語的コミュニケーションが難しい利用者に対しては、体験機会の積極的な提供により、体験後の利用者の様子を確認しつつ、体験した内容が利用者の希望であるかどうかを推定しているという事業所が多かった。

令和5年度障害者総合福祉推進事業

「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」
事業報告書（令和6年3月PwCコンサルティング合同会社）より

意思決定支援ガイドラインの具体的な活用方法としては、通常業務で活用する日誌やアセスメントシート、個別支援計画等のフォーマットに、当該ガイドラインの内容を反映させる方法が複数の事業所で見られた。

既存の枠組みを有効活用し、通常業務の中で積極的に意思決定支援を実施していただくことで、社会生活における意思決定支援という重要な局面においても、利用者の意思を反映した支援が提供できると考えられる。

令和5年度障害者総合福祉推進事業

「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」
事業報告書（令和6年3月PwCコンサルティング合同会社）より

意思決定支援は、障害福祉サービスの土台であり、
「本人を中心とした」よりも「本人の意思を中心
とした」支援として、障害者の自己決定権を尊重
する上で実施することが必須であると捉えるべき
である。